

第1回 起草委員会 論点確認事項

日時：平成20年11月1日（土）18時9分～20時00分

会場：川口市役所 第2庁舎地階 第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：三野（総合政策課）、沼口（総務課）

■起草方針について

- ・編集委員会「素案」の趣旨からは逸脱しないことを前提とする
- ・「素案」の内容から体系をつくる
- ・「素案」内容を法文形式に整える
- ・「草案」を元に「逐条解説」を作成する

■起草委員会スケジュール

- ・「素案」の起草作業（10月下旬～11月中旬）
 - ・パブコメなどの反映（11月中旬～11月下旬）
 - ・最終確認・予備（11月下旬～12月上旬）
 - ・今後の会議予定
- | | | |
|-------------------|-------------|---------------|
| 11月1日（土）18：00～ | 第2庁舎地階第1会議室 | 本文起草作業 |
| 4日（火）19：00～ | 第2庁舎地階第1会議室 | 本文起草作業 |
| 6日（木）18：00～ | 職員会館3階会議室 | 本文起草作業 |
| 11日（火）18：00～ | 第2庁舎地階第1会議室 | 本文起草作業 |
| 13日（木）19：00～ | 第2庁舎地階第1会議室 | 本文起草作業 |
| 17日（月）10：00～12：00 | 職員会館2階講座室A | パブコメ等の反映・前文起草 |
| 20日（木）18：00～ | 職員会館3階会議室 | パブコメ等の反映・前文起草 |
| 24日（月）10：00～ | 第2庁舎地階第1会議室 | パブコメ等の反映・前文起草 |
| 26日（水）18：00～ | 職員会館3階会議室 | パブコメ等の反映・前文起草 |
| 12月2日（火）19：00～ | 第2庁舎地階第1会議室 | 最終確認・予備 |
| 4日（木）18：00～ | 第2庁舎地階第1会議室 | 最終確認・予備 |

■総則

- ・目的は「市民が主人公であり」を前提として「市民の権利を実現する市政を確立する」となっている。
- ・市民の権利は「平和で幸せに暮らすことができる権利」が大前提となって「市政に参加、参画する権利」「情報を知る権利、意見を表明する権利、不利益を受けない権利」が述べられている。
- ・つまり、目的にある「市民の権利を実現すること」とは「平和で幸せに暮らすことができる権利」の実現であり、これを本市における「自治」として位置付けて、その目標に「防災などの危機管理」、「広域的・地域的課題」、「広域的な連携」、「国際的な課題」などが位置付けられる。
- ・言い換えると、「市民」は自治を実現することが目的となり、「市民」の信託を受けた「市」（市長、議会、執行機関）は「自治」を実現することが責務となる。
- ・さらに、素案にある「協働の原則」も市政運営の根幹をなすものとの考えから、総則に入れるべき

ものと整理した。

■市民

- ・「市民」は主権者として市政に参加し、その場合において「市政に参加、参画する権利」「情報を知る権利、意見を表明する権利、不利益を受けない権利」が主権者である市民の持つ3つの権利となる。さらに、その3つの権利が保障されることが市政運営の原則となる。
- ・市民は、相互に助け合うこと（互助）、市民活動、コミュニティ活動を行うにあたっては、お互いに尊重することされることが基本となっている。
- ・事業者も地域社会を構成する一員として、自治の実現に寄与するよう努めることとなっている。

■市政運営

- ・「市」は主権者の信託を受けて市政を運営する責務を負っており、運営にあたっては、効率性、実効性が求められている。
- ・この市政運営の大原則には、市民の市政への参加を保障しなければならないことが定められている。具体的には、市民の意見の反映、情報公開、公平性、誠実性である。

■その他

- ・その他としては、住民投票、国及び他の地方公共団体並びに海外との連携、最高規範性などである。

■体系としての整理

- ・素案を整理すると以下のような体系が見出される。

第1章 総則

第2章 市民

第3章 市政運営

第1節 市政運営の原則

第2節 議会

第3節 行政運営

第4節 住民投票

第5節 国及び他の地方公共団体並びに海外との連携

第4章 最高規範性

■市民の権利

- ・「平和で幸せに暮らすことができる権利」は理念的であるため目的に入れる。
- ・「市政に参加、参画する権利」「情報を知る権利、意見を表明する権利、不利益を受けない権利」は、3つに分ける。
- ・市民の権利と市政運営との対応は、⑩→⑰、⑪→⑱⑲、⑫→⑳となる。

■議会

- ・（議会及び議員の役割・責務）にある「市民の意思が反映されるよう」と「市民の意思が反映されているか」は、いずれも■市民の（市政に参加する権利）と■市政運営の（市民の意思の反映）に対応するものである。

■行政運営

- ・（市政へのアクセス手段）の「設置にあたっては」は、新規の場合に限定されるので見直した。
- ・（組織運営）の前段と後段を2つに分ける。
- ・（国、地方自治体、海外との連携）は3つあったが、「国や県と対等」「全国の地方自治体や近隣の地方自治体と連携」をポイントとして2つにまとめた。
- ・さらに、「海外」を「国際社会」とし、広く解釈できるようにした。

■最高規範性

- ・（条例の位置付け）の中の「適合」には、一対一の対応を正確に図る意味が含まれている。最高規範である自治基本条例の対象は行政活動の全てであるため、他の条例・規則等の制定改廃・解釈・運用、総合計画等の策定・運用、その他の市政運営にあたっては自治基本条例の趣旨を最大限尊重することとしたので、整える意味の言葉として「整合」を用いることとした。
- ・（コンプライアンス・倫理）は、他にあった「市長はこの条例を遵守すること」と「議員、市長及び職員は法令を遵守すること」を「遵守」をキーワードとして1つにまとめ、さらに最高規範性の中に盛り込んだ。

■住民投票

- ・「住民、議会及び市長の発議があった場合」及び「別に条例で定めるところにより、住民投票を実施しなければならない。」については、通常、住民には発議権ではなく請求権があること、また、住民投票に関する具体的な制度設計がされていないなかで、住民の発議権までを言及するのは疑問が残るところである。
さらに、素案の内容だと自治基本条例の施行と同時に住民投票条例が必要となるので、「別に条例で定めるところにより、…できる。」とした。
- ・住民投票条例については、常設型とするか個別型とするか、発議要件をどうするか、対象年齢をどうするかなどは、十分な議論が必要であることから、ここで規定することは避けた。

■その他

- ・（市民参加）及び（協働の原則）にある「必要な条例を整備するものとする」は、「別に定める」とした。理由は、どちらも現在行われている内容であり、条例が整備されなければ実施できないものではないという考えからである。

■素案たたき台への意見等

- ・大分整理されて、表現も含めて分かりやすくなった。
 - ・分かりやすくなった。
 - ・説明を聞いて素案を逸脱していないことが理解できた。他の委員も概ね納得してくれると思う。
 - ・住民投票について「できる」としたのは理解できるが、今後のことを考えて「条例を速やかに定める」ということを盛り込むことはできないか。
- 例えば「運用推進委員会」が設置されることになれば、住民投票条例の制定などの実効性は担保され

るので、条文に入れる必要はないと考えている。

- ・「住民投票」「市民参加」「協働」の3つが「別に定める」となったが、なぜ「住民投票」だけ「条例」という言葉が入っているのか。

→住民投票は条例がないと実施できないからである。市民参加と協働は、条例がなくても実施できるので、実際に行っている。

- ・素案に対する各部会からの意見は、いつごろ出てくるのか。個人的な意見を寄せてもらいたいと思っている。

→近々にどの部会も開催されることになっているので、11月中旬にはまとめることができるだろう。

- ・起草委員会委員には、第1と第5から委員が選出されていないので、素案たたき台の説明は公平性を保つためにも事務局が行うこととする。